



生涯バイロット

して増加傾向にあります。契約する際は注意してください。

【事例1】20年前に

県内では、資格取得講座の教材を購入したが、資格を取れなかった。購入したが、資格を取れなかった。

【事例2】数年前、経営に関する学習教材を購入し、代金は全額支払ったが、勉強をやめてしまった。業者から「この講座は生涯学習となっており、登録されているため続けなければならない」との電話があつたので、解約したい旨を申し出る

増える学習教材の苦情

と、解約料50万円を支払うよう言われた。

【アドバイス】

▼過去に資格取得教科などの購入契約をした方に、「契約は終っていない」「生涯教育である」となどと書いて、契約が継続しているかのように説明し、新たな契約を強要するケースがあります。このような場合、業者からの不当な請求には応じず、新たな契約をしないようにしましょう。

（県消費生活・男女共同参画プラザ）アイネス、☎097・534・0999＝消費生

り、資格取得教材などの購入契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクリーリングオフができる。

▼電話勧誘販売によ

り、電話勧誘販売によれば、契約書面を受け取ってから8日以内であればクリーリングオフができる。

新たな契約強要も

▼悪質な業者は、迷惑を承知で勤務先に電話をかけてきます。あいまいな返事をせず、活相談電話